

# 里山林を守るための活動を支援します

～森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の概要について～

林野庁では、地域住民が森林所有者や民間団体などと一緒に活動組織を作って、里山林の保全管理や資源を利用するための活動を「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」により支援しています。

事業は3年間継続されますが、事業終了後は自己管理により森林の維持に努めなければなりません。

◎事業手続きの流れ

## 1) なにを行うか・・・活動は概ね3つのタイプに分けられます。

【地域環境保全タイプ】

①里山林保全活動（助成単価：16万円/ha）

雑草木の刈払い、作業道の整備、風倒木除去、鳥獣害防止柵等の設置、見回り、傷害保険など

②侵入竹除去、竹林整備活動（助成単価：38万円/ha）

竹・雑草木の伐採・搬出・処理、傷害保険など

【森林資源利用タイプ】（助成単価：16万円/ha）

雑草木の刈払い、作業道の整備、しいたけ原木等の伐採・搬出、見回り、傷害保険など

【森林空間利用タイプ】（助成単価：5万円/回※1年度あたり12回まで）

森林環境教育・技術指導、森林レクリエーション、安全講習会、移動バス借上げ、傷害保険など

※交付金は人件費、燃料代、傷害保険、賃借料、現場実務・事務用品、通信運搬費、書籍、委託料、印刷費などに使うことができます。

【タイプごとの取り組みに対する支援】

①活動計画作成費（助成単価：15万円※初年度のみ）

現地調査、活動計画策定会議、計画策定、研修の人件費・食糧費・通信運搬費・事務用品など

②資機材購入・設置支援（助成単価：購入額の1/2以内）

刈払機、チェーンソー、丸鋸、ウインチ、チップパー、わな、苗木、電気柵、薪割機、薪ストーブ、あずまやなど

※交付金は、500万円を上限として交付されます。

## 2) だれと行うか・・・本交付金は1人での支援は受けられません。

○構成員が3人以上いる（森林所有者、地域住民、自治会、NPO法人、森林組合、林業者等）

## 3) どこで行うか・・・0.1ha（1,000m<sup>2</sup>）以上の「山林」が対象となります。

○森林経営計画（森林施業計画）を策定していない森林（森林空間利用タイプを除く）

○森林所有者と協定を結んだ土地（山林）

## 4) 活動組織の設立・・・事業の採択を受けるには次の準備が必要になります。

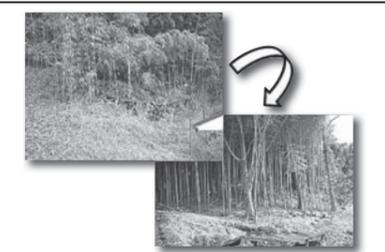
○活動組織規約、活動計画書、採択申請書、活動する面積が分かる計画図の作成

○森林所有者との協定の締結（協定書作成）

以上のことが決まれば、申請準備が整ったこととなります。

山都町では平成26年度から6組織が事業に取り組んでおり、竹林整備などを実施しております。

平成26年度モデル地区（抜粋）

島木竹林・里山保全の会 整備された竹林	仮屋活動組織 竹林伐採前後	東竹原森林活動組織 竹林伐採状況
		

平成27年度は、国の予算の都合により新規採択の数に限りがある可能性があります。

最新の情報や事業の詳細については、担当課までお尋ねください。

山都町役場農林振興課林政係（72-1136）

清和総合支所産業振興課（82-2111）

蘇陽総合支所産業振興課（83-1111）

# 空き家を貸したい方、売りたい方いませんか？

山都町では過疎化を抑制し増加する空き家の解消を図るため、本町に移住・定住を希望する方に空き家の情報を提供しています。

山都町内で空き家となった一般住宅で、賃貸、売買可能な物件がありましたらお知らせください。

いただいた情報については、移住定住を希望されている方に提供します。

なお、町として売買及び賃貸などの仲介は行わず、情報を提供するのみとなります。契約などについては当事者間で行っていただきます。

<空き家情報の提供事項>

- 1 物件の所在地
- 2 物件の所有者 住所・氏名・電話番号
- 3 物件の管理者 住所・氏名・電話番号
- 4 その他 物件の詳細については、情報提供後お尋ねします。

# 山都町空き家改修・活用事業補助金のお知らせ

山都町では、増加する空き家の解消を図り、町内へ移住・定住を推進するため、空き家を他の方へ賃貸、売買する際の改修費用等の一部を補助する制度を創設しています。

<対象物件>

山都町内に存在する空き家で、賃貸又は売買可能な家屋として町に登録している物件

<対象者>

- 1) 所有する空き家の賃貸借契約が成立している者で、住宅として改修工事等を行おうとする者
- 2) 空き家を所有するための売買契約が成立した者で、自己の住宅として取得し、改修工事等を行おうとする者  
※ただし、三親等以内の者への空き家の賃貸又は譲渡、貸家業の範囲として契約したと認められるとき、町税並びに保険料など公共の使用料等を滞納されている方等は対象外となります。

<補助対象の改修>

- 1) 空き家の主要構造部及び構造上重要な部分並びに水廻りの改修（襖替え、畳替えなど軽微な改修は対象外となります。）
- 2) 空き家に残存する家財等の処分

<補助する額>

改修（補助対象）に関する費用（50万円を上限とします。）

（問い合わせ先）山の都創造課 山の都づくり推進室（72-1158）

# 機能別消防団員を募集します。

山都町消防団は、消防団員の減少と、団員のサラリーマン化がすすんでおり、特に平日昼間の火災において団員の参集が難しくなっています。

そこで、山都町消防団機能別消防団員を募集します。機能別消防団員とは、特定の職務を行う団員のことで、山都町消防団では、居住する分団の管轄内の火事・災害のみに限定して活動していただくことにしています。平常時の行事などの消防団行事に参加する必要はありません。

ご協力いただける方は、お近くの消防団員、または問い合わせ先へお電話ください。

【役割】 居住地の分団が管轄する地域での昼間の火災・災害などの発生時に出動する。

【身分】 基本団員と同じ（非常勤の特別職地方公務員）

【要件】 ①町内に居住する65歳未満の方で、消防団員・消防職員経験者の方

②分団が機能別消防団員として推薦する方

【処遇】 火災や災害で出動した際の出動手当てを支給します。

公務災害も基本団員と同様に補償されます。

ただし、団員報酬及び退職金はありません。

問い合わせ先 山都町役場総務課防災係 消防団担当（72-1111）